別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ及びホ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に改め、「、四千九百十九万五千円」を削り、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度総額特例法第四条」を「旧法附則第十二条」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度震災復興特別交付税額」を「平成二十四年度震災復興特別交付税額」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十六年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度内」を「平成二十六年度内」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項中「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「交付税の総額から第二十条の三第二項」を「交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項」に、「（以下この項において「返還金等の額」という。）」を「をいう。以下この項において同じ」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「百分の六」を「百分の五」に、「返還金等の額と」を「返還金等の額及び」に、「一部との」を「一部の」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に、「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十五年度震災復興特別交付税額」を「平成二十六年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」を「前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」に、「平成二十五年度にあつては」を「平成二十六年度にあつては」に改め、「により加算された」の下に「附則第十一条に規定する」を加え、「前年度の交付税の総額から附則第十一条」を「前年度の交付税の総額から同条」に、「平成二十四年度において」を「平成二十五年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、二八四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五九、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九八二、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一六九、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二七、七〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇九〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、九〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、九三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、五〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、一四〇、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、一七〇、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、五九〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき　六六、四〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、〇二七、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、二四四、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　一、七六〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二二四、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二七一、〇〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　八、九八〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一二、三〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一四、四〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五〇、一〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、五〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　五一二
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一六、〇〇〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　四、八八〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、八〇〇